最終更新日：2015年6月26日

株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 森田 俊一
問合せ先：06-6555-3029
証券コード：5408
http://www.nakayama-steel.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性および透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社になるよう努めております。
株主・投資家をはじめ、すべてのお客様や地域住民の皆様、さらには社会全体からの信頼をより高め、「良き企業市民」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と認識しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
新日鐵住金株式会社	107,087,957	16.97
阪和興業株式会社	80,585,902	12.77
日鉄住金物産株式会社	54,085,000	8.57
大和PIパートナーズ株式会社	54,085,000	8.57
エア・ウォーター株式会社	47,298,613	7.49
中山三星建材株式会社	25,194,774	3.99
中山通商株式会社	22,664,902	3.59
三星海運株式会社	19,471,626	3.08
三星商事株式会社	19,337,260	3.06
大阪瓦斯株式会社	19,230,000	3.04

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定例的会合を持つと共に、必要に応じ随時所要の連絡を行うなど双方向の適時・適切な情報交換、情報の共有化に努め、相互の緊密な連携を保つように努めております。特に、監査を効率的かつ効果的に進めるため、監査計画の立案・設定時または往査および監査結果報告時において、監査重点項目などについて積極的で率直な意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門とは、会社の業務・財産の状況に関する情報の提供および内部統制システムの整備・運用の状況とその監査結果の報告を求めたり、必要に応じて適時の往査や調査を要請するなど、効率的な監査の実施のために緊密な連携を保持するように努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福西　惟次	他の会社の出身者							△						
川野辺　弘文	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福西　惟次	○	社外監査役の福西惟次氏は、過去（24年前）に当社の主要な取引先である株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）に業務執行者として勤務していました。平成17年6月、同氏の能力・識見において優れた人物と判断し、当社が招聘したものです。	福西惟次氏は、国内外企業の最高財務責任者（CFO）を歴任し、財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営に対し、適切な監査をしていただき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがなく、独立性が確保できるものと判断しました。
川野辺　弘文		社外監査役の川野辺弘文氏は、過去（17年前）に当社の主要な取引先である新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）に業務執行者として勤務しておりましたが、現在は、同社の業務執行者ではありません。	川野辺弘文氏は、新日本製鐵株式会社（現 新日鐵住金株式会社）で培われた豊富な経験と識見を有しており、また他社において監査役の経験も有しており、当社の監査役体制に反映していただけると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社業績や企業価値との連動性を重視した報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書および事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しております。
なお、平成27年3月期の報酬等の額は、取締役3名に51百万円、監査役4名に16百万円（うち社外監査役2名に5百万円）です。

・上記の、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
・監査役4名のうちには、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役から要請があれば、監査室、経理部、総務人事部などがサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

業務執行、監査・監督に関する基本的な枠組みは以下のとおりです。

（1）経営の意思決定、業務執行機能（取締役、執行役員）
当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令、定款その他の社内規程で定められた事項について決議や報告を行い、また、当社グループに重要な事項につき迅速かつ合理的な意思決定を行っております。
平成25年6月からは、取締役の監督・意思決定機能と業務執行機能を分離し、業務執行責任の明確化と経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため執行役員制度を導入するとともに、本部制を新設し、担当組織の業務執行に責任をもって専念できる体制を構築しております。

（2）監査機能（監査役・会計監査）
監査役会は監査役3名で、うち社外監査役2名を配置し（監査役の知見および独立性については、「Ⅱ.1.会社との関係(2)」参照）、原則として毎月1回開催しております。監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は、重要な社内会議への出席や代表取締役社長等との意見交換会を随時開催しております。また、監査役は必要に応じて業務執行者等と面談しており、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監査し、透明性・客観性の向上を図っております。監査役の監査を補助すべき使用人として内部監査部門の社員を任命しています。
その他、社内の体制として、監査役への報告体制は、取締役および社員は、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項等、随時監査役に報告しております。
監査役と会計監査人とは、定例的会合を持つとともに、必要に応じ随時所要の連絡を行うなど双方向の適時・適切な情報交換、情報の共有化に努め、相互の緊密な連携を保つように努めております。

会計監査については、法令に基づき「有限責任 あずさ監査法人」と監査契約を締結し、監査計画に従って監査を実施しております。なお、当期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士
有限責任 あずさ監査法人（指定有限責任社員）
公認会計士　和田 安弘、公認会計士　浅野　豊
・ 監査業務に係る補助者の構成
有限責任 あずさ監査法人 公認会計士 19名、その他 14名
（その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等です。）

当社グループについては、相互に密接な連携を保ち、監査役監査の品質向上・均質化・効率化を図る目的で、「中山グループ監査役連絡会」を原則として年4回開催しております。

（3）経営諸会議
当社では、業務執行に係る重要な意思決定を行うため、「経営会議」を原則として毎週1回開催しております。社長以下全取締役、執行役員、常勤監査役および本部長で構成しております（事務局：企画管理部）。
また、事前に重要な経営課題について、報告・審議することにより、取締役会における経営判断の高度化を図る役割を担っています。
また、当社グループの施策とその展開について決定するため「グループ会社連絡会」を年4回開催しております。取締役、監査役、執行役員・本部長およびグループ各社社長で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、平成25年３月28日に株式会社地域経済活性化支援機構の再生支援決定を受け、事業再生計画に基づいて、現在再建中であります。同年６月18日開催の第119回定時株主総会において、当社の組織運営体制について、分散化した権限を集約し意思決定の迅速化を図るため、取締役の人数を６名から法定最低人数である３名にスリム化するとともに、取締役３名のうち２名を外部招聘の新任取締役として選任し、経営体制の刷新を図りました。

現在当社は社外取締役を選任しておりませんが、平成27年5月1日改正会社法の趣旨である企業価値向上のためには、出身元が社外である取締役が取締役会の過半数を占め、十分に社外の視点を踏まえた経営が図られる体制を整えているとともに、経営再建中であるため、迅速な意思決定と可能な限りの経費節減が求められている当社において、社外取締役を置くことは相当でないと判断しました。より良いガバナンス体制を構築するべく、社外取締役の登用について検討を重ねてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限の1日前に発送します。
その他	・当社ホームページに招集通知を掲載しており、早期情報開示の観点から、招集通知の発送日より5日前に開示しております。 ・株主総会はビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信をはじめとする計算書類のほか、代表取締役メッセージ、業績の見通し、IRスケジュール、IRニュース、株主総会招集通知 等掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部および総務人事部にて担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程である「中山製鋼所役職員行動規範」により、コンプライアンスを徹底するため、当社の役職員が遵守すべき基本的な内部規範を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社内の緑化活動・公道清掃等の環境保全活動、地域活動への支援等の継続と地域行事への参加（盆踊り等）、献血活動等の地域貢献活動、地元小学生の工場見学受入れ等を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「中山製鋼所役職員行動規範」において、財務内容や事業活動状況等の企業情報について、適切かつ積極的な開示に務めることとしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

(1)当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を、グループ各社は「中山製鋼所役職員行動規範」に基づいて作成された各社ごとの役職員行動規範を周知徹底させる。
・倫理ホットライン(内部通報制度)を活用して、コンプライアンスの徹底を図る。
・法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
・内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
・財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

(3)当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループのコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
・危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
・新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4)当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について決定を行い、かつ取締役の職務の執行を監督する。その決定および報告は、取締役会付議基準に基づいて行う。
・執行役員制度を採用し、意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能の実効性と執行役員による業務執行の効率性を高める。
・当社の組織・業務運営については、本部制を採用し、担当組織の業務執行に専念できる体制を構築する。
・業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

(5)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社および子会社は、「中山製鋼所役職員行動規範」に基づき、グループ一体となった経営を行う。
・子会社の経営上の重要な情報や判断に関する事項は、当社の社内規程に従い、直ちに当社取締役および担当部門に報告されるものとする。
・グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、定期的に開催しているグループ会社連絡会で情報の共有化を図る。
・内部監査部門は、グループ全体の内部統制を監査し、業務の適正を確保する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命し、監査役の指示による調査の権限を認める。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。

(8)当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制、
報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社の取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について遅滞なく監査役に報告する。
・子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者は、上記の事項等について遅滞なく監査役に報告する。
・当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いは受けないものとする。

(9)監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査役の求めに応じて、これを処理するものとする。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて取締役等と面談をする。
・取締役および使用人は、監査役が必要と認める会議への出席や取締役等との意見交換、実施調査、子会社の調査、重要書類などの便宜を図り、監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
・監査役は、会計監査人および内部監査担当部門との間で、監査結果や、その他随時必要な報告を受けるなど、緊密な連携をとることで、効率的な監査の実施を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否します。反社会的勢力による不当要求に対しましては、所轄警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をして、組織的に対応することを基本としています。具体的な整備状況につきましては、「中山製鋼所役職員行動規範」をはじめ、その他の社内規程において、反社会的勢力とは取引を一切行わない旨を規定しております。また、企業防衛協議会に加盟しており、地域企業と連携し反社会的勢力の排除のため、情報収集・交換を密にし、反社会的勢力に係わる各種リスクの予防、低減を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）導入の件」をご承認いただいたうえで導入を決議（以下、「旧プラン」といいます。）し、平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会において、旧プランの一部を修正したものの実質的に同一内容で継続（以下、「本プラン」といいます。）し、平成26年6月26日開催の第120回定時株主総会においても同一内容で継続することについて、ご承認をいただきました。

（1）基本的な考え方
当社は、大規模な買付行為（特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為）を受け入れるかどうかは、株主の皆様が最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。その際、株主の皆様が大規模買付行為に関して適切に判断されるためには、a. 大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、b. 十分に検討するための時間が確保されることが必要である、と考えます。そこで、本プランを設定し、大規模買付者に対してその遵守を求めることにいたしました。

（2）大規模買付ルールの内容
a. 意向表明書の提出
大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。

b. 必要情報の提供
大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会の意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。
意向表明書の受領後10営業日以内に、提供いただくべき情報のリストを大規模買付者に交付します。

c. 検討期間の確保（買付行為中止期間）
大規模買付情報の提供が完了した後、以下の期間が当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられます。
60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合
90営業日：その他の大規模買付行為の場合
取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付者の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

（3）大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置
大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

（4）株主・投資家に与える影響等
大規模買付ルールは、当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えます。
また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとることがありますが、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

（5）本プランの有効期限
本プランの有効期限は、平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（3年間）です。

（注）上記記載は本対応方針の概略であり、詳細については、以下のURLをご覧ください。
http://www.nakayama-steel.co.jp/menu/news/ir_news_archive/110511.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、各担当部門より提起される重要事実について、総務人事部または経理部（開示担当部門）が適宜報告を受け、その内容を証券取引所の定める適時開示規制に従い開示しております。
当該案件担当役員は、決定事実に関する情報および決算に関する情報については代表取締役社長に報告し、取締役会承認後遅延なく適時開示を行います。発生事実に関する情報は、発生後延滞なく適時開示を行います。

【コーポレート・ガバナンス体制および内部統制システム概要図】

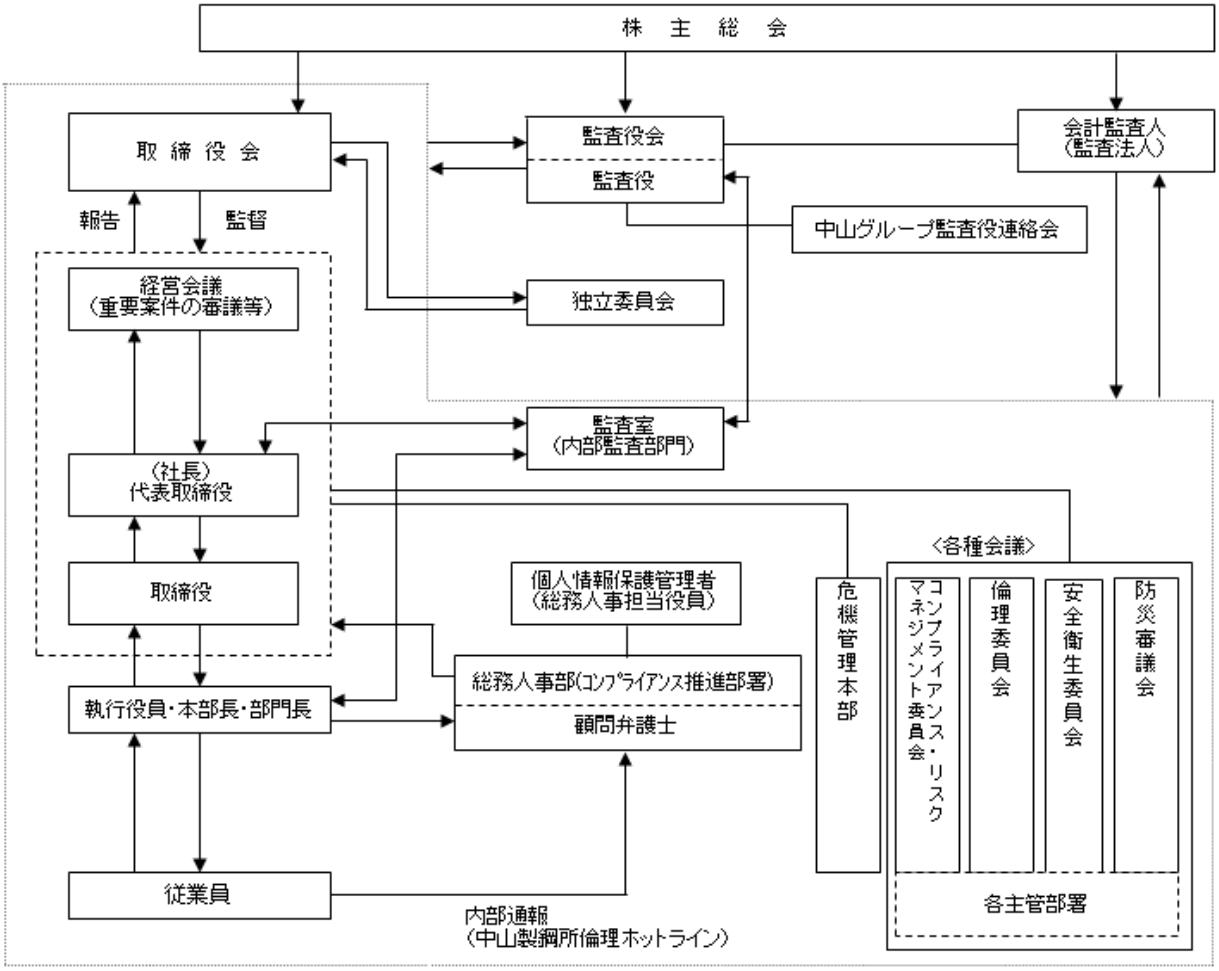

【適時開示に係る社内体制概要図】

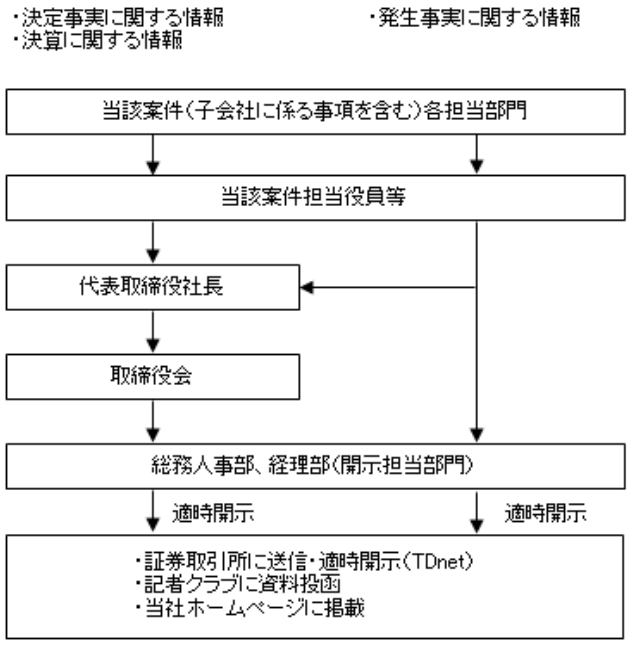

※ 上記図には表示しておりませんが、決算に関する情報については会計監査人および監査役会の監査を経るなど、各関係法令等を遵守し、会社情報の適時開示を実施しております。